

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

令和6年10月1日

香川県知事 池田豊人

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和6年11月8日（金曜日） 午前10時から	丸亀市大手町二丁目4番21号 丸亀市役所3階303・304会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

下記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和6年10月8日（火曜日）から同月23日（水曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び丸亀市都市整備部都市計画課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

記

中讃広域都市計画道路の変更案の概要

都市計画道路中3・4・110号南条町土器線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・4・110	南条町土器線	丸亀市塩飽町	丸亀市土器町東九丁目	丸亀市塩飽町風袋町土居町土器町	約2,730m	地表式	4車線	20m	幹線街路と平面交差2箇所	—
		車線の数の内訳	2車線			約910m				—	
			4車線			約1,820m				—	

なお、関係図書は、香川県土木部都市計画課及び丸亀市都市整備部都市計画課において令和6年10月8日（火曜日）から同月23日（水曜日）まで閲覧に供する。